令和5年11月1日制定施行

(目的)

第1条 この規程は、職員の職場における安全及び衛生の確保並びに健康の保持増進を 図るため、医療法人中川会飛鳥病院就業規則(平成23年7月1日施行。以下「就業規 則」という。)第68条の規定に基づき、衛生委員会に関し必要な事項を定めることを目 的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、医療法人中川会飛鳥病院の運営及び組織に関する規則(令和5年11月1日施行)第2条に定めるもののほか、同規則において使用する用語の例による。

(衛生管理者)

- 第3条 理事長は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第12条 第1項の規定に基づき、衛生管理者を選任する。
- 2 衛生管理者は、1人とし、病院長をもって充てる。 (産業医)
- 第4条 理事長は、法第13条第1項の規定に基づき、産業医を選任する。
- 2 産業医は、1人とし、医師をもって充てる。

(委員)

- 第5条 衛生委員会(以下「委員会」という。)の委員(以下「委員」という。)の定数 は、7人とする。
- 2 前項の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 法第18条第2項第1号に掲げる者
 - (2) 衛生管理者
 - (3) 産業医
 - (4) 職員の過半数を代表する者が推薦する者
- 3 前項第1号の委員は、1人とし、事務長をもって充てる。
- 4 第1項第4号の委員は、理事長が委嘱するものとする。 (委員の任期)
- 第6条 委員(前条第2項第3号及び第4号の委員に限る。)の任期は、2年とし、再任 を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

(委員長等)

- 第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 前項の委員長(以下「委員長」という。)は、第5条第2項第1号に掲げる者をもって充てるものとし、前項の副委員長(以下「副委員長」という。)は、委員のうちから 委員の互選により選任するものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、原則として、毎月1回開催するものとする。
- 2 会議は、委員長が招集する。

- 3 会議の議長は、委員長とする。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、会議が終了した場合には、速やかに、当該会議の議事の経過その他必要 な事項に関する会議録を作成するものとする。

(秘密の保持)

第9条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた 後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務部総務課において処理する。 (委任)

第11条 この規程に定めのない事項については、法、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に定めるところによる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項については、理事長の承認を得て、委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、現に衛生管理者である者は、施行日において、第3条の規定による衛生管理者とみなすものとする。
- 3 施行日の前日において、現に産業医である者は、施行日において、第4条の規定に よる産業医とみなすものとする。
- 4 委員(第5条第2項第3号及び第4号の委員に限る。)の任期は、施行日から算定するものとする。